【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年９月13日
【事業年度】	第143期(自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日)
【会社名】	オークマ株式会社
【英訳名】	OKUMA Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　花　木　義　麿
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町下小口５丁目25番地の１
【電話番号】	0587-95-7822
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部副本部長兼経理部長　　　冨　田　俊　雄
【最寄りの連絡場所】	神奈川県厚木市岡田3144番地
【電話番号】	046-229-1025(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長　　　林　　　敏　晴
【縦覧に供する場所】	オークマ株式会社　東京支店 (神奈川県厚木市岡田3144番地) オークマ株式会社　大阪支店 (大阪府吹田市南吹田５丁目13番25号) 株式会社　東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社　名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄３丁目８番20号)

１ 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年６月29日に提出した第143期（自　平成18年４月１日　至　平成19年３月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第一部　企業情報
　第４　提出会社の状況
　　６　コーポレート・ガバナンスの状況

３ 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第４ 【提出会社の状況】

６ 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(5)　　(省略)

(訂正後)

(1)～(5)　　(省略)

(6) 取締役の員数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決議を行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

①自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。